続 知ってナットク!!

第41回

株式会社百五総合研究所 コンサルティング事業部
主任研究員 社会保険労務士
皆川 素一郎 =文

最低賃金の基本

例年10月に改定される最低賃金が、2023年には全国平均で時間額1,000円の大台を超えました。2024年には、全国的に50円を目安にした引き上げが行われ、多くの都道府県ではさらに高い引き上げが決定されています。政府は2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円に引き上げる目標を掲げており、今後も引き上げが続くと考えられています。今回は、最低賃金の基本的な仕組みや決定プロセス、確認方法、注意点などについてわかりやすく解説します。

1 最低賃金とは

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額のことで、使用者の事業規模や労働者の雇用形態などにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。「地域別最低賃金」は、産業や職種にかかわりなく、都道府県ごとに設定される最低賃金です。また「特定（産業別）最低賃金」は、特定地域内の特定産業について設定されるもので、2024年8月末時点では、三重県で電線・ケーブル製造業や電気機械器具製造業など、愛知県で製鉄業や輸送用機械器具製造業などが対象となっています。

「地域別」と「特定（産業別）」の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2 地域別最低賃金の決定プロセス

地域別最低賃金は、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の地方最低賃金審議会の審議結果をもとに決定されます。まず中央最低賃金審議会において、全国的な経済状況や物価上昇率などを考慮し引き上げ額の目安が設定されます。その目安を参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議、答申を経て、地域別最低賃金額が決定されます。

地域別最低賃金は毎年8月末から9月にかけて公示され、10月から効力が発生するのが通例となっています。今年度の地域別最低賃金（時間額）は、三重県が1,023円、愛知県が1,077円と、両県ともに50円引き上げられ、10月から改定後の地域別最低賃金が適用されます。【表1】

【表1】

2024年10月から適用される地域別最低賃金額

三重県	時間額1,023円（改定前から50円UP）
愛知県	時間額1,077円（改定前から50円UP）

3 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金ですので、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、所定時間外や休日、深夜労働に対する割増賃金などは最低賃金の対象から除外されます。また、毎月支払われる賃金の中でも、役職手当や住宅手当などは最低賃金の計算に含むことができますが、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3種類の手当は最低賃金の対象にはなりませんので注意が必要です。最低賃金の対象となる賃金をまとめると【表2】の通りです。

【表2】

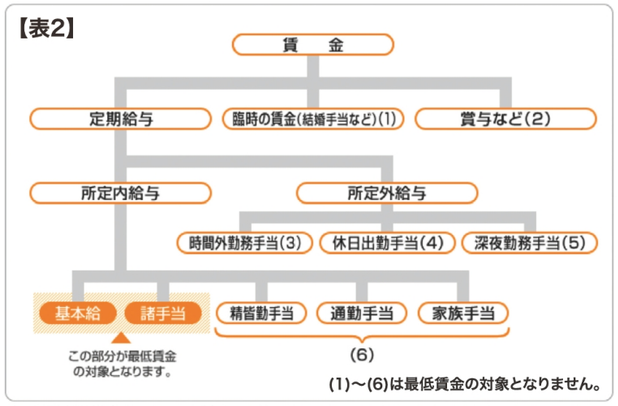

出所：厚生労働省ホームページ（https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_targetwages.html）

4 最低賃金以上かどうかの確認方法

一部の特定（産業別）最低賃金を除き、最低賃金は「時間額」で定められています。日給制や月給制などの場合は、前項の基準で算出した対象賃金額を時間額に換算し、それが最低賃金額以上であることを確認します。具体的な確認方法は【表3】の通りです。

5 最低賃金額以上を支払わない場合の罰則など

最低賃金額よりも低い賃金で労働契約を締結した場合、たとえ労使双方が合意していても無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、最低賃金を支払っていない場合は、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。地域別最低賃金に違反した場合は最低賃金法による罰則（50万円以下の罰金）、特定（産業別）最低賃金に違反した場合は労働基準法による罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

【表3】

最低賃金の確認方法

①時間給制の場合
時間給 ≧ 最低賃金額

②日給制の場合
日給÷1日の所定労働時間 ≧ 最低賃金額

③月給制の場合
月給÷1か月の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額

④出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した額 ≧ 最低賃金額

※1か月の平均所定労働時間の計算式
1日の所定労働時間数 × 年間総労働日数 ÷ 12か月

※基本給が日給制で手当が月給制などの場合は、②と③を組み合わせて計算します。

6 最後に

最低賃金は毎年見直しが実施されるため、常に最新の情報を把握し、定期的に自社の賃金体系を見直す必要があります。また、今後も最低賃金の引き上げが続いていくと予想されるため、適切な賃金管理と併せて、業務プロセスの効率化や従業員のスキルアップなど、生産性を向上させる取組みも重要となってきます。

お問い合わせ
株式会社百五総合研究所
コンサルティング事業部
TEL 059-228-9105